

# 第Ⅰ章 計画の策定にあたって



## I 計画の背景・趣旨

本町では、平成26（2014）年3月に制定した「竜王町環境基本条例」において、良好な環境の保全および創造に関する基本理念や施策の基本方針を示し、環境の保全に取り組んできました。

その後、平成28（2016）年3月に「竜王町環境基本計画」を策定し、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保と豊かな自然を次世代に引き継ぐための取組を推進してきました。

しかし、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。世界においては、地球環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効等、国際社会が一丸となった持続可能な社会のための取組が加速しています。

我が国では、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が平成30（2018）年4月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」等を掲げるとともに、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。さらに令和2（2020）年、国はパリ協定を踏まえ、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。

身近な環境に目を向けると、地球温暖化の進行に伴う猛暑日の増加やゲリラ豪雨等、異常気象による被害が増加しています。また、自然に対する配慮の欠けた開発、生物多様性の喪失や鳥獣被害の拡大、世界中で資源や食糧等の供給がひっ迫する中で国内の食品ロス問題等、今後ますます深刻化することが予想されます。さらに、これらの環境問題は、環境分野だけに止まらず、経済成長や社会問題にも波及して様々な影響を及ぼすことが想定されており、環境を取り巻く状況は新しい時代を迎えつつあります。

このような社会情勢や本町を取り巻く環境面の課題に対応し、将来世代に豊かな自然環境を引き継ぎながら、快適で安心・安全な生活を守る「持続可能なまちづくり」を町民、地域・団体、事業者等、行政が一体となってすすめていくため、「第二次竜王町環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 2 計画の基本事項

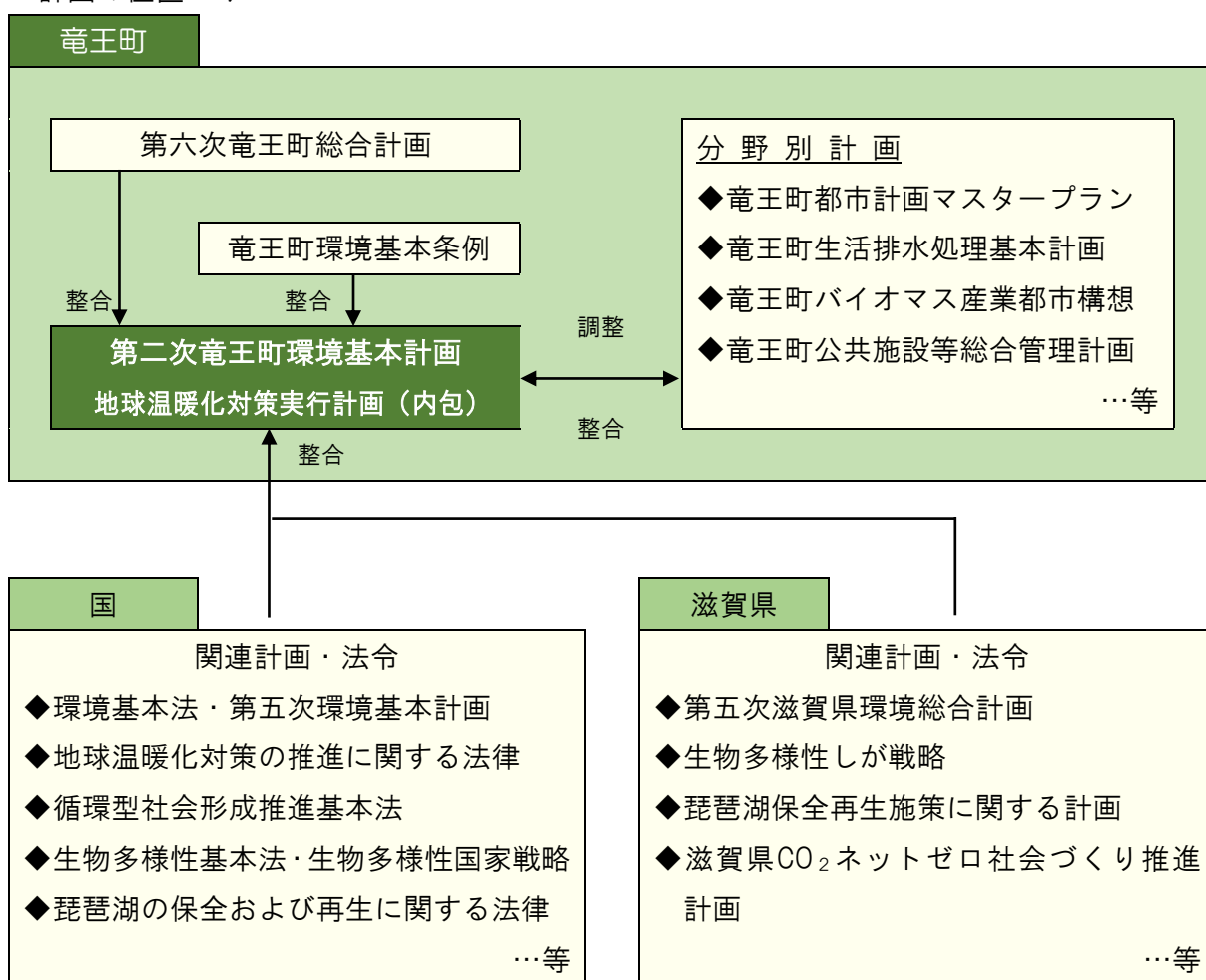
### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「竜王町環境基本条例」に掲げる基本理念\*を実現するため、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針としての役割を担っています。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」と同条第4項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を「竜王町地球温暖化対策実行計画」として内包する計画とします。

本計画は「竜王町総合計画」を上位計画とし、国の「第五次環境基本計画」や滋賀県の「第五次滋賀県環境総合計画」等、関連する国・滋賀県の計画・法令および本町の各種計画との十分な整合性を図るものとします。

#### ■ 計画の位置づけ



※資料編 p 110 参照

## (2) 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までとし、上位計画であり、令和12（2030）年度に終了する第六次竜王町総合計画の結果を踏まえ、その2年後の令和14（2032）年度に環境基本計画を改定することとします。

また、社会状況等の変化を踏まえ、計画の見直しを随時行います。

なお、本計画に内包する竜王町地球温暖化対策実行計画については、国や県が定めている二酸化炭素排出削減の中期目標年度である令和12（2030）年度に目標を設定し、令和13（2031）年度に達成状況を確認・評価し、環境基本計画に合わせて改定します。

### ■ 計画の期間

|     |                                      | 令和6<br>(2024)<br>年度 | 令和7<br>(2025)<br>年度    | 令和8<br>(2026)<br>年度 | 令和9<br>(2027)<br>年度 | 令和10<br>(2028)<br>年度 | 令和11<br>(2029)<br>年度 | 令和12<br>(2030)<br>年度 | 令和13<br>(2031)<br>年度 | 令和14<br>(2032)<br>年度 |  |
|-----|--------------------------------------|---------------------|------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|
| 竜王町 | 第六次竜王町総合計画<br>(前期基本計画)               |                     | 第六次竜王町総合計画<br>(後期基本計画) |                     |                     |                      |                      |                      |                      |                      |  |
|     | 第二次竜王町環境基本計画【本計画】<br>地球温暖化対策実行計画（内包） |                     |                        |                     |                     |                      |                      |                      |                      |                      |  |
|     |                                      |                     |                        |                     |                     |                      |                      |                      | 温暖化目標                |                      |  |

## (3) 計画における主要な用語の説明

本計画における主要な用語の説明を以下のとおり示します。

|                |                                                                            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 環境未来像          | 町民、地域・団体、事業者等、行政の各主体が協働でめざす未来の環境の姿（ビジョン）です。                                |
| 環境未来像の実現に向けた視点 | 環境未来像の実現に向け、計画をすすめる上での重要となるポイント（理念）です。                                     |
| 基本目標           | 環境未来像の実現に向け、環境の分野ごとに示す方向性（目標）です。                                           |
| 基本施策           | 基本目標の実現に向け、本計画で総合的・計画的にすすめていく環境の施策です。                                      |
| 重点プロジェクト       | 環境未来像や基本目標を実現していくために、町民、地域・団体、事業者等、行政の協働・連携により、本計画で重点的・戦略的にすすめていくプロジェクトです。 |

## (4) 計画の対象分野

本計画で対象とする分野は下記の表のとおりとします。

### ■計画の対象とする分野

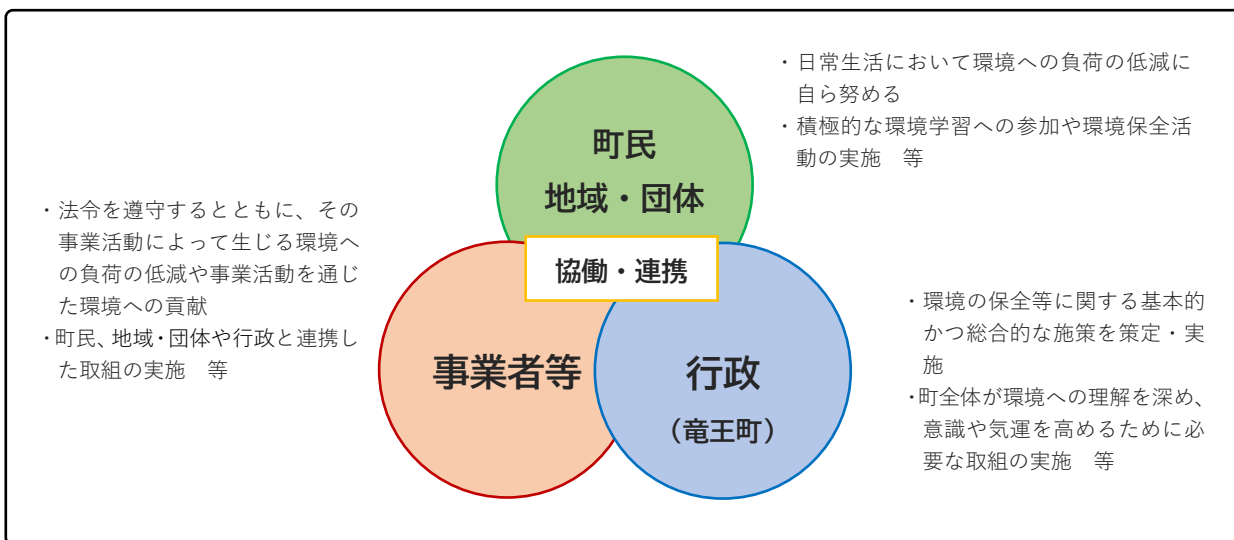
|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 自然環境 | 森林・河川、生物多様性、外来種（動・植物）、鳥獣害被害、公園 等           |
| 生活環境 | 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、不法投棄、公共交通、街並み・景観 等 |
| 地球環境 | 地球温暖化・気候変動、再生可能エネルギー 等                     |
| 資源循環 | 資源、エネルギー、バイオマス、廃棄物、リサイクル 等                 |
| 人づくり | 環境学習・環境教育、環境保全活動、環境啓発、エコライフ推進 等            |

## (5) 計画の推進主体

計画の推進主体は町民、地域※・団体、事業者等、行政とし、環境未来像の実現に向け、各主体の役割や特性に応じて積極的な取組を実践していきます。

また、多様な環境課題の解決に向け、各主体がそれぞれの強みを持ち寄り、共同プロジェクトや各種協議会での取組の推進等をしながら、協働・連携を図っていきます。

### ■計画の推進主体と役割イメージ



※本計画における「地域」については、自治会等の地縁に基づいて形成された団体を指します。

## (6) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで「誰一人取り残さない」を理念に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標である SDGs には、再生可能エネルギーへの移行、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性の保全等、環境分野に関わる目標が多く含まれています。

本計画においても、基本目標と SDGs に掲げられた 17 の目標との関連性を明示し、国際社会の目標達成に寄与するために、自然環境の保全や誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに向けて積極的な取組を推進します。

### ■SDGs の 17 のゴール



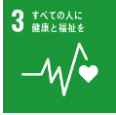
#### 【SDGs に関連する情報】

日本ユニセフ協会  
SDGs CLUB

【動画】日本ユニセフ協会  
「あなたはどんな未来をえがきますか？  
～SDGs が生まれた背景とこれから～」



【参考:SDGs の 17 のゴールの名称等】

| アイコン                                                                                | ゴールの名称等                                                                       | アイコン                                                                                | ゴールの名称等                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <b>1.貧困をなくそう</b><br>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる                                    |    | <b>10.人や国の不平等をなくそう</b><br>各国内および各国間の不平等を是正する                                                     |
|    | <b>2.飢餓をゼロに</b><br>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する                     |    | <b>11.住み続けられるまちづくりを</b><br>包摂的で安全かつ強靭で持続可能な人間居住を実現する                                             |
|    | <b>3.すべての人に健康と福祉を</b><br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                     |    | <b>12.つくる責任つかう責任</b><br>持続可能な生産消費形態を確保する                                                         |
|    | <b>4.質の高い教育をみんなに</b><br>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する               |    | <b>13.気候変動に具体的な対策を</b><br>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる                                            |
|  | <b>5.ジェンダー平等を実現しよう</b><br>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う                     |  | <b>14.海の豊かさを守ろう</b><br>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する                                        |
|  | <b>6.安全な水とトイレを世界中に</b><br>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する                      |  | <b>15.陸の豊かさを守ろう</b><br>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する |
|  | <b>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b><br>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する      |  | <b>16.平和と公正をすべての人に</b><br>平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する    |
|  | <b>8.働きがいも経済成長も</b><br>包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する |  | <b>17.パートナーシップで目標を達成しよう</b><br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                          |
|  | <b>9.産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br>強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る        |  | <b>カラーホイール</b><br>17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン                                       |

出典：外務省